資料3－1

北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項の改正について

1　改正内容（案）

北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項についての「３　温泉部会」の付託事項に、次の事項を追加する。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律関係 ア　第 22 条の２第５項第１号の規定に基づく地域脱炭素化促進事業計画についての同意（第 22 条の３第５項に基づき準用する場合を含む）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律における温泉法の特例の概要

・　地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）では、事業者が策定する地域脱炭素化促進事業計画（以下「事業計画」という。）に温泉法第３条（掘削の許可）、第 11 条（増掘・動力装置の許可）に係る行為が含まれる場合、市町村が都道府県知事の同意を得た上で事業計画を認定することで「これらの許可があったものとみなす」と規定［温対法第 22 条の２、第 22 条の６］。

・　この当該都道府県の同意にあっては、自然環境保全法第 51 条第１項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（北海道環境審議会）の意見を聴取することが規定［温対法第 22 条の２第 11 項］。

・　協議のために必要な申請事項及び協議に対する同意/不同意の審査基準は、温泉法に基づき許可を与える場合と同様。

※　地熱開発のための温泉掘削等に対し、申請（協議）の根拠法令は異なるが、審査内容及び答申すべき内容はどちらも同じであり、審議には、温泉部会の委員・専門委員の専門的な知識・経験を要する。

3　関係規定

資料３－１（参考）のとおり

4　改正後全文、新旧対照表

資料３－２、３－３